

東地裁総第2403号

令和6年10月8日

山 中 理 司 様

東京地方裁判所長

司法行政文書不開示通知書

3月22日付け（同月26日受付）で申出があり、同日付けで補正がされました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

東京地裁令和3年(ワ)第22324号において実施された和解勧告に関する弁護士会からの申し入れ内容が書いてある文書

2 開示しないこととした理由

1の文書の存否を答えることは、不開示情報である個人識別情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第1号に相当）を開示することとなるので、その文書の存否を答えることはできない。

(注) この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所に対して苦情の申出をすることができます。

(担当) 総務課 電話03(3581)2733(ダイヤルイン)